

2014年度成蹊大学法科大学院入学試験 刑法

【問題1】(配点：各問25点)

甲の罪責に関する以下の記述について、正しい場合には、「正」と、誤っている場合には、「誤」と解答用紙の冒頭に記載した上、いずれの場合についても、その理由を簡潔に述べなさい（なお、「誤」と解答した場合で他の刑法上の犯罪が成立する場合等にはその罪名等も理由中で明らかにすること）。

- (1) 甲は、夜間、路上を徘徊していたところ、たまたま路上に落ちていたキャッシュカード入りの財布1個を拾った。同財布の中に住所の記載されたメモがあったことから、甲はそのキャッシュカードの持ち主であるVから暗証番号を聞き出し、後にATMから現金を引き出そうと決意し、V宅に侵入し、所携の包丁をVに示して「静かにしろ。キャッシュカードの暗証番号を教えろ。」などと申し向け、Vから同キャッシュカードの暗証番号を聞き出した。

甲には住居侵入罪（刑法130条）及び強盗未遂罪（刑法236条1項、243条）が成立する。

- (2) 甲は、夜明け前の暗い高速道路上で普通乗用自動車（A車）を運転中、乙が運転する、同方向に走行中のトレーラー車（B車）を発見し、執拗にB車の進路を妨害した上、追越車線上にB車を停車させた。甲は、B車を停車させた後、A車から降り、B車に近づき乙を下車させた。そして、甲は乙に対し暴行を加えた後、A車を運転してその場から立ち去った。乙は、甲がエンジンキーを投棄したと思い、B車をその場に停車させたまま、その周辺でエンジンキーを捜していたところ、A車が走り去ってから約5分後、後方から自動車を運転してきたVが、停車していたB車に自車を追突させ、Vはその衝突による衝撃により死亡した。甲にはVに対する業務上過失致死罪（刑法211条1項）は成立しない。

【問題2】(配点：50点)

以下の設例について、甲及び乙の罪責を論じなさい。

甲は、自己の所有する普通乗用自動車（A車）が盗難されたことを装い、保険会社から、A車に付保していた盗難保険に係る保険金を騙し取ろうと企て、罪証の発覚を免れるため、麓の町から車で約1時間の距離にある山奥の採石現場でA車を燃やしてしまおうと考えた。そして、決行日を、本件採石現場の作業員が休日をとる平成25年10月14日と決めた。

なお、本件採石場は、東西南北約20メートルの正方形の砂利の敷地であり、

その周囲は岩に囲まれていた。

しかし、甲は、勤務先から、決行を予定していた平成25年10月14日に出勤するよう突然命じられたため、中学時代の不良仲間金に困っている無職の乙に代わりに決行してくれるよう急遽頼むことにし、乙を平成25年10月11日に呼び出した。

そして、甲は乙に対し自己の計画を打ち明け、「あの採石場ならば他に燃えるものは何もない。その日ならば、工事は休みだし誰にも迷惑をかけない。手に入れた保険金の30%はお前にやる。」と申し向けた。乙は、甲の申出を承諾することとし、甲に対し、「わかった。金は貰うぞ。」と言った。

乙は、決行予定日である平成25年10月14日深夜、A車を運転して、約1時間かけて本件採石場に到着し、本件採石場に赴いたところ、その日は休日のため作業員の人影はなかったものの、本件採石場に、作業員の宿泊用施設としてプレハブ小屋が新たに建設されているのを確認した。

乙は、プレハブ小屋とは約10メートル離れた本件採石場入口近くにA車を停車させ点火すれば、プレハブ小屋に燃え移ることもないだろうと考え、予定どおりA車を燃やすこととし、本件採石場入口近くにA車を停車させた。

乙は、用意してきたガソリン10リットルを本件採石場入口近くに停車させたA車の車内及び外側ボディにくまなく撒き、A車から十分距離を取ったうえで、丸めた新聞紙にライターで点火して、これをA車に向けて投げつけた。すると、その火は乙が撒いたガソリンに引火し、A車全体が炎に包まれて炎上した。その炎はおりしも強風により大きく煽られた上、A車内に残っていたガソリンにも点火し、A車が爆発した結果、プレハブ小屋にまで炎が及んで、プレハブ小屋が全焼した。

以上